

太陽光発電設備に係る償却資産（固定資産税）の申告について

償却資産とは、土地・家屋以外のもので事業の用に用いている資産（構築物・設備・車両・器具・備品など）をいいます。

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。次の要件を参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況をご確認ください。課税の対象になる場合には、毎年1月31日までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

I. 太陽光発電設備について

（1）申告が必要となる方

設置者	太陽光発電設備	
	全量又は余剰売電	自家消費のみ
個人	土地や建物の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用の資産となるため、課税の対象となる場合があります。 【申告必要】	個人利用の目的であり事業に該当しないため、課税の対象になりません。 【申告不要】
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、農業などの事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業用の資産となります。売電の有無に関わらず課税の対象となります。 【申告必要】	
法人	事業用の資産となります。売電をされているかいないかに関わらず課税の対象となります。 【申告必要】	

（2）申告対象の設備

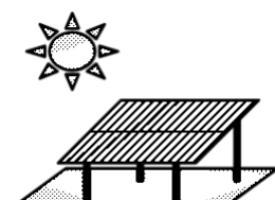
原則、太陽光発電設備一式が申告対象となります。ただし、家屋に一体の建材（屋根材など）として設置されている太陽光パネル及び架台については、申告対象外となります。

※太陽光発電設備一式とは、太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計などを指します。

※その他、設備の周りに設置されたフェンスや防草シート等も償却資産の対象になります。

（3）太陽光発電設備の法定耐用年数（参考）

17年 ※一般的には耐用年数省令別表第2「31 電気事業用設備」の「主として金属製のもの」が適用されます。



2. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

次の要件に該当する設備については、課税標準額を一定期間減額する特例を受けることができますので、申告書と併せて添付書類の提出をお願いいたします。

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された場合

対象設備	認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連係用保護装置またはペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備等。 ※FIT、FIP制度の認定を受けたものは対象外です。
特例適用期間及び特例割合	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取得 取得後3年度間、課税標準額を発電規模ごとに次のとおり軽減します。 ・1,000kW未満:3分の2 ・1,000kW以上:4分の3
添付書類	補助金交付決定通知書の写し、出力規模の分かる書類の写し

3. 申告書等の記載方法について

申告書等の記載にあたっては、『償却資産(固定資産税)申告の手引き』をご覧いただき、記載例(3・4ページ)をご参照の上、申告書等の作成をお願いいたします。

4. その他・お問合せ等

- 償却資産は、課税標準額の合計が150万円未満の場合、固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、資産の申告は必要となります。
- 償却資産(固定資産税)の課税の対象となるかわからない場合や課税標準額の計算、申告方法などでご不明な点がありましたら、税務課資産税担当までご連絡ください。
- 「申告の手引き」、「償却資産申告書」、「種類別明細書」は小川町ホームページ(固定資産税のページ)よりダウンロードできますので、必要に応じてご利用ください。

小川町ホームページ:<https://www.town.ogawa.saitama.jp/>

ホーム▶くらしの情報▶税金・年金・保険▶固定資産税・都市計画税▶固定資産税

償却資産申告書提出先・お問合せ先

小川町役場 税務課 課税グループ 資産税担当
〒355-0392
埼玉県比企郡小川町大字大塚55
TEL 0493-72-1221(内線130)
FAX 0493-74-2920